

答 申 第 1 1 0 号
(諮 問 第 1 0 7 号)

令和 5 年 (2023 年) 6 月 28 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 3 年 (2021 年) 8 月 13 日付け鎌総第 1395 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和3年（2021年）3月5日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「平和推進実行委員会に関する資料すべて（2017年4月～21年2月末に作成されたもの）。実行委員会の議事録、市内部の会議の議事録、市の担当者のメモ、市の担当職員と委員が交わしたメールも含む。市が、2021年度の実行委員会の公募中止を決めた経緯が分かる資料を含む」について、実施機関鎌倉市長が令和3年（2021年）5月6日付けで行った行政文書一部公開決定処分について、非公開とした情報のうち、別表に掲げる項目については公開することが妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和3年（2021年）3月5日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平和推進実行委員会に関する資料すべて（2017年4月～21年2月末に作成されたもの）。実行委員会の議事録、市内部の会議の議事録、市の担当者のメモ、市の担当職員と委員が交わしたメールも含む。市が、2021年度の実行委員会の公募中止を決めた経緯が分かる資料を含む」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、本件請求に対し対象文書を特定した上で、その一部が条例第6条第1号から第3号までのいずれかに該当するとして、令和3年（2021年）5月6日付け鎌倉市指令文化第2号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和3年（2021年）5月17日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和3年(2021年)5月17日付けで提出した審査請求書、令和4年(2022年)2月28日付けで提出した意見書及び同年6月10日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

ア 市民は権力者が市政運営をする上で、どのような検討を行いどのような根拠、理由によって結論を導き出したのかを知る権利がある。

イ 処分庁は審議等の場において、自由かつ率直な意見交換が外部からの干渉、圧力等により不当に妨げられるおそれがあると主張するが、そのような圧力により自由かつ率直な意見交換が不当に妨げられる事態の発生を防ぐため、または検証するためにも公開するべきである。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

令和3年(2021年)6月25日付けで提出された弁明書及び令和4年(2022年)6月10日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書に記載された氏名、住所及び電話番号等の情報は特定の個人が識別されるため、条例第6条第1号に該当する。

(2) 本件請求対象文書に記載された事業者の代表者印は、それが他人に悪用されると、当該事業者が不利益を被るおそれが高いため、条例第6条第2号に該当する。

(3) 事業内容の候補、事業の講師選定に関わること及び中止となった事業内容に関する情報が公開された場合、非選定となった講師候補者が世間から不利益な印象を持たれたり、市民や事業関係者にも誤解と混乱が生じることにより、将来の事業実施に支障が生じるおそれがある。

また、世論を二分する議論になりうる事業内容について意見交換を行う場合、一方の思想支持者から事務局及び委員に対して、クレーム及び個人攻撃の対象となる等の事態が発生する可能性が

高く、実施機関等の内部における意思決定過程における情報を公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、意思決定がゆがめられたり、率直な意見の交換が妨げられたりするなどの結果が生じる蓋然性が認められることから、条例第6条第3号に該当する。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、意見書及び口頭意見陳述並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件対象文書は、2017年4月から2021年2月末までの間に作成された平和推進実行委員会（以下「委員会」という。）に関する資料すべてである。

審査請求人の本件請求に対し、実施機関は条例第6条第1号から第3号までのいずれかに該当するものとして一部公開決定を行っているが、同条第2号については争いがないことから、実施機関の処分のうち、同条第1号及び第3号に該当するとして非公開とした部分について、以下、検討する。

なお、委員会は、公募による市民で構成される団体であって、「鎌倉市平和都市宣言」及び「鎌倉市民憲章」の精神に基づき、地域から平和の大切さを考えるきっかけとなる事業を鎌倉市と協働で企画・運営してきたが、令和4年（2022年）度より委員の公募が休止されている。

- (2) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関が条例

第6条第1号に該当するとして非公開とした情報は、個人の氏名、住所、印影、電話番号、メールアドレス並びに出演者及び講師の謝金の額であることが認められた。

(ア) このうち、個人の氏名、住所、印影、電話番号及びメールアドレスについては、特定の個人を識別することができる情報と認められうることから、同号に該当するとして実施機関の判断は妥当である。

また、委員会が主催する事業への出演者及び出前講話の講師に支払われた謝金の額は、後述のとおり、出演者や講師の氏名を公開することとなれば、当該特定個人に直接関連する情報となることから、同号に該当するとして実施機関の判断は結論として妥当である。

(イ) 他方で、本件対象文書には、委員会の委員長名義で市の公文書として発出された通知が含まれていた。当該通知の記載内容は、「慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」（条例第6条第1号ア）に該当するものと言えるから、委員長として記載された氏名は公開すべきである。

(ウ) また、本件対象文書には、鎌倉市内の学校等において実施された講話の題名及び講師名が記載された資料が含まれていた。各学校等には講師名を通知しているため、「慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に該当するものと言えるから、当該資料については、出前講話の講師名を公開すべきである。

(エ) さらに、本件対象文書には、出版物の写しが含まれており、そこには出版に関わった者の氏名が記載されていた。こうした出版物は、「慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に該当するものと言えるから、当該資料については、氏名を公表すべきである。

(オ) 加えて、本件対象文書のうち、委員会の議事録には、委員会及び鎌倉市が主催する「憲法記念日のつどい」において講演を行う講師の候補者の氏名が含まれていた。

この点、実施機関の説明するところによれば、委員会において講師として決定され、実際に講演を行った講師の氏名については、広報等により公表されてきたことから、本件請求に際

しても、委員会決定以降の本件対象文書について、講師の氏名を公開しているが、令和2年（2020年）度においては、講演者は決定されたものの、新型コロナウイルスの蔓延のため、「憲法記念日のつどい」の開催が中止となり、講演する予定であった講師の氏名は公表されていなかったことから、本件請求に際し、講演予定であった者の氏名は条例第6条第1号により非公開としたとのことであった。

しかしながら、委員会において講演者が決定された段階で、「公開することが予定されている情報」に該当することとなるため、本件対象文書のうち委員会決定以降については、当該年度に実施が予定された「憲法記念日のつどい」において講演する予定であった講師の氏名は公開すべきである。

(カ) なお、委員会の設置は、鎌倉市の規則又は同市の機関の定める規程によるものではないため、その構成員である平和推進実行委員は地方公務員法第2条に規定する地方公務員には該当せず、当該委員の個人情報に関して条例第6条第1号ウは適用されない。

その他、条例第6条第1号アからウまでに該当するものは認められなかった。

ウ 以上まとめると、本件処分において条例第6条第1号に該当するとして非公開とされた情報のうち、公開すべきものは別表のとおりとなる。

(3) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号は、「実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定している。

しかしながら、委員会は公募の市民で構成される団体であって、国や地方公共団体等の機関ではないため、条例第6条第3号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当ではない。

イ この点、当審査会が職権により検討するところによれば、条例

第6条第4号は、「実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定している。

ウ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関が条例第6条第3号として非公開とした情報は、いずれも実施機関の説明するとおり、委員会の議事録において、各委員の平和推進事業内容の候補、事業の講師選定に関わる率直かつ具体的な発言内容が記載されたものであることが認められた。他方、当該議事録は、鎌倉市が委員会の事務局となって調製したものであり、鎌倉市の事業としての性格を有するものと認められる。

本件対象文書を公にした場合、実施機関が類似の事業を行うにあたって、市民や事業関係者から、特定の委員個人に対する批判が行われる等、圧力及び干渉を加えられる可能性があると考えられる。そのため、本市における、今後の同様の審議の際に、委員は具体的な発言をちゅうちょし、適切な判断をすることができなくなり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、実施機関が所管する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、委員及び委員会の協議内容に係る事務局の発言内容は条例第6条第4号に該当し、当該情報を非公開とした実施機関の判断は結果として妥当である。

ただし、別表に記載のとおり、「憲法記念日のつどい」において講演する講師の候補順位については、このようなおそれが生ずるものとは認められないことから、公開すべきである。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表)

【第1号該当】

該当項目	理由
鎌倉平和推進実行委員会委員長の氏名	委員長の名義で通知文が市の公文書として発出していることから、条例第6条第1号アに該当し、慣行として公開され、又は公開することが予定される情報と解される。
鎌倉市内の学校等において実施された出前講和の講師名	出前講和先の学校等には講師の氏名を公表していることから、条例第6条第1号アに該当し、慣行として公開され、又は公開することが予定される情報と解される。
出版に関わった者の氏名	出版物は条例第6条第1号アに該当し、慣行として公開され、又は公開することが予定される情報と解される。
鎌倉市が主催する「憲法記念日のつどい」において講演を行う講師の候補者の氏名	委員会において講演者が決定された段階で、条例第6条第1号アに該当し、公開することが予定される情報と解される。

【第3号該当】

該当項目	理由
平和のつどい講師の候補順位	平和推進実行委員は、現在、募集はしておらず、停止状態にあり、講師の候補順位を明らかにしたとしても、今後の同様の審議に支障があるとは考えられない。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 3 / 3 / 5	行政文書公開請求書が提出される
5 / 6	行政文書一部公開決定通知書送付
5 / 1 7	審査請求書が提出される（処分庁：文化課 審査庁：総務課）
6 / 2 5	処分庁が審査庁に弁明書を提出
8 / 1 3	審査会に対し諮問
4 / 6 / 1 0	第 135 回審査会で審議 （審査請求人からの口頭による意見陳述） （実施機関からの口頭による決定理由説明）
7 / 4	第 136 回審査会で審議
1 0 / 6	第 139 回審査会で審議
1 1 / 7	第 140 回審査会で審議
1 2 / 9	第 141 回審査会で審議
5 / 1 / 2 5	第 142 回審査会で審議
2 / 2 4	第 143 回審査会で審議
4 / 7	第 144 回審査会で審議
5 / 8	第 145 回審査会で審議
6 / 5	第 146 回審査会で審議
6 / 2 8	答申（第 110 号）